

奈良県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、葛城西土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十六年四月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉村 忠純	御所市大字北窪九七
〃	森本 喜一	〃 林九三
〃	上田 憲吾	〃 北窪一四七
〃	北村 義則	〃 西北窪二六二
〃	森村 基男	〃 高天一四五
〃	上田 忠春	〃 伏見三七八
〃	米田 武弘	〃 極楽寺一八二
監事	植田 寅行	〃 西北窪八五
〃	北 孝雄	〃 伏見三二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉村 忠純	御所市大字北窪九七
〃	森本 喜一	〃 林九三
〃	上田 憲吾	〃 北窪一四七
〃	北村 義則	〃 西北窪二六二
〃	森村 基男	〃 高天一四五
〃	森本 享伸	〃 伏見六三九
〃	米田 武弘	〃 極楽寺一八二
監事	植田 寅行	〃 西北窪八五
〃	北 孝雄	〃 伏見三二